

## 第 7 号議案

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（昭和  
62年亀岡市条例第22号）の一部を改正する条例を次のように制  
定するものとする。

平成28年6月6日提出

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する  
条例の一部を改正する条例

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（昭和  
62年亀岡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

篠町篠向谷地区地 区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示され た南丹都市計画篠町篠向谷地区地区計画の区域のう ち、地区整備計画が定められた区域
中矢田町才ノ溝地 区地区整備計画区 域	都市計画法第20条第1項の規定により告示され た南丹都市計画の中矢田町才ノ溝地区地区計画の区域 のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2に次のように加える。

<p>篠町篠向谷 地区地区整 備計画区域</p>	<p>Aゾーン</p>	<p>次の各号に掲げる建築物                  (1) 住宅                  (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの                  (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿                  (4) ホテル又は旅館                  (5) ボーリング場、スケート場、水泳場又は建築基準法施行令第130条の6の2に規定する運動施設                  (6) カラオケボックスその他これに類するもの                  (7) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの                  (8) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場                  (9) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの                  (10) 店舗、飲食店、展示場の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの                  (11) 学校                  (12) 図書館、博物館その他これらに類するもの                  (13) 病院                  (14) 公衆浴場                  (15) 診療所                  (16) 自動車教習所                  (17) 建築基準法施行令第130条の7に規定する規模の畜舎                  (18) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物                  (19) 葬儀場（日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。）                  (20) 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を収蔵する施設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。）</p>	<p>100平方メートル</p>		
----------------------------------	-------------	--	------------------	--	--

	<p>(21) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する「廃棄物」の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理の用途に供する建築物及び工作物（工場その他の建築物に附属するもので、専ら当該建築敷地内の施設において生じた廃棄物の処理を行うものを除く。）</p>			
Bゾーン	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 建築基準法別表第2(へ)項に掲げるもの</p> <p>(2) ホテル又は旅館</p> <p>(3) ボーリング場、スケート場、水泳場又は建築基準法施行令第130条の6の2に規定する運動施設</p> <p>(4) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(6) 自動車教習所</p> <p>(7) 建築基準法施行令第130条の7に規定する規模の畜舎（犬、猫、小鳥等の小動物を飼育・展示・販売しているペットショップ、ペット美容院、ペットホテル、動物病院・診療所その他これらに類するもので畜舎の用途に供するものを除く。）</p> <p>(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物</p> <p>(9) 葬儀場（日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。）</p> <p>(10) 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を収蔵する施設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。）</p> <p>(11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する「廃棄物」の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理の用途に</p>			

		供する建築物及び工作物 (工場その他の建築物に附属するもので、専ら当該建築敷地内の施設において生じた廃棄物の処理を行うものを除く。)			
中矢田町才ノ溝地区地区計画		次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1) 専用住宅(建築基準法別表第2(イ)項第1号に規定する「住宅」をいう。ただし、3戸建て以上の長屋を除く。) (2) 住宅で建築基準法施行令第130条の3第6号に規定する学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設、第7号に規定するアトリエ又は工房の用途を兼ねるもの(3戸建て以上の長屋を除く。) (3) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 (4) 集会所その他これらに類するもの (5) 前各号の建築物に附属するもの(建築基準法施行令第130条の5に規定するものを除く。)	150平方メートル ただし、2戸建て長屋の場合は300平方メートル	9メートル	1 敷地境界線からの距離については、1メートルとする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する  
条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 建築基準法の規定に基づき、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、篠町篠向谷地区地区整備計画区域内及び中矢田町才ノ溝地区地区整備計画区域内における建築物の制限に関し、必要な事項を定めること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。